

案

技術基準策定手順書（改正案）	技術基準策定手順書（現行）
<p style="text-align: center;">技術基準策定手順書 （圧力容器規格委員会改正承認平成 年 月 日）</p> <p>第 1 条から第 1 0 条まで 略</p> <p>（分科会委員、解釈専門分科会委員等の任期）</p> <p>第 1 1 条 規程第 1 6 条第 4 項の技術基準策定手順書に定める分科会委員の任期は、<u>3 年</u>とする。</p> <p>2 規程第 1 6 条第 7 項の分科会特任委員は、任命の日からその時点における<u>分科会委員</u>の任期終了まで又は担当する特定の議題を含む技術基準案の審議が終了するまでの期間をその任期とする。</p> <p>3 規程第 1 7 条第 4 項の技術基準策定手順書に定める解釈専門分科会委員の任期は、<u>3 年</u>とし、規程第 1 7 条 8 項の解釈専門分科会特任委員の任期は、任命の日からその時点における<u>解釈専門分科会委員</u>の任期終了まで又は特定の分野の質疑応答・運用解釈の検討が終了するまでの期間とする。</p> <p>第 1 2 条から第 2 3 条まで 略</p> <p>（特例措置）</p> <p>第 2 4 条 <u>第 3 条から前条までの規定により難い事由が生じたときは、規程に定める各規定を満たす範囲内で委員会の決議によることができる。</u></p> <p>2 <u>前項の決議は、規程第 1 9 条によらなければならない。</u></p>	<p style="text-align: center;">技術基準策定手順書 （圧力容器規格委員会承認平成 1 8 年 9 月 1 日）</p> <p>第 1 条から第 1 0 条まで 略</p> <p>（分科会委員、解釈専門分科会委員等の任期）</p> <p>第 1 1 条 規程第 1 6 条第 4 項の技術基準策定手順書に定める分科会委員の任期は、<u>任命の日からその時点における委員会委員の任期終了までの期間</u>とする。</p> <p>2 規程第 1 6 条第 7 項の分科会特任委員は、任命の日からその時点における<u>委員会委員</u>の任期終了まで又は担当する特定の議題を含む技術基準案の審議が<u>委員会において</u>終了するまでの期間をその任期とする。</p> <p>3 規程第 1 7 条第 4 項の技術基準策定手順書に定める解釈専門分科会委員の任期は、<u>任命の日からその時点における委員会委員の任期終了までの期間</u>とし、規程第 1 7 条 8 項の解釈専門分科会特任委員の任期は、任命の日からその時点における<u>委員会委員</u>の任期終了まで又は特定の分野の質疑応答・運用解釈の検討が終了するまでの期間とする。</p> <p>第 1 2 条から第 2 3 条まで 略</p>

<p>(手順書の承認)</p> <p><u>第25条</u> 本手順書の制定、変更又は廃止は、委員会の決議を要する。</p> <p>2 前項の決議は、規程第19条によらなければならない。</p> <p>様式 略</p>	<p>(手順書の承認)</p> <p><u>第24条</u> 本手順書の制定、変更又は廃止は、委員会の決議を要する。</p> <p>2 前項の決議は、規程第19条<u>第5項</u>によらなければならない。</p> <p>様式 略</p>
---	---